

スペシャルトピック

1年間で1万人以上の労働者が在籍型出向を実施

——厚生労働省が「産業雇用安定助成金」の実績を公表

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた産業での雇用確保を図るため、「産業雇用安定助成金」が創設されてから1年が経過した。このほど厚生労働省が公表した助成金の活用状況によると、1,000以上の事業所の1万人以上の労働者が、助成金を活用した在籍型出向を実施。出向を実施した企業や労働者の9割が、在籍型出向に対して前向きに評価している。

出向元・出向先の双方に助成

厚生労働省は、2021年2月5日から、新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向を活用することで労働者の雇用を維持する場合に、「産業雇用安定助成金」で一定期間の助成を行っている。

在籍型出向では、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元、出向先の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務する。

助成するのは、出向労働者の賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費である「出向運営経費」の一部と、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主があらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が受け入れるための機器や備品の整備など出向の成立に要する「出向初期経費」。労働者にかかる経費について出向元事業主と出向先事業主が支給申請を行い、申請に基づき双方に支給される。

雇用の維持を目的とする助成制度の

ため、出向期間終了後は元の事業所で働くことが前提。在籍型出向を命じるには、労働者の個別的な同意を得るか、または就業規則や労働協約等によって、出向先での賃金・労働条件などが労働者の利益に配慮して整備されていることが必要となっている。また、出向先事業主が出向の受け入れの際に、別の従業員を離職させていないことのほか、雇用量が一定以上減少していないことも条件としている。

1年間で出向労働者数が1万440人

厚生労働省は、2022年2月4日までに事業主から都道府県労働局に提出された「産業雇用安定助成金出向実施計画届」を取りまとめ、2月28日に公表した。

それによると、「産業雇用安定助成金出向実施計画届」の1年間の受理件数は、出向労働者数が1万440人分、出向元事業所数が1,063所分、出向先事業所数が1,746所分となっている。県内での出向は6,704人、県をまたぐ出向は3,736人となっている。

中小企業、大企業ともに活用

企業規模別にみると、出向元、出向先ともに中小企業の出向労働者数が多い。出向元における中小企業の割合は約62%で、出向先では約58%と、どちらも中小企業の割合が5割以上となっている。

出向の内容（規模間の出向の状況）をみると、中小企業から中小企業へ出向した労働者が4,456人（43%）で最も多い。続いて、大企業から大企業への出向が2,271人（22%）、中小企業から大企業への出向が1,992人（19%）、大企業から中小企業への出向が1,606人（15%）となっている（表）。官公庁へ出向した労働者数は115人となっている。

出向元にはコロナの影響が大きかったとされる産業が多い

産業分類別に在籍型出向の労働者数をみると、出向元では「運輸業・郵便業」が4,103人で最も多く、次いで「製造業」の1,552人、「宿泊業、飲食サービス業」の1,460人などの順で多く

表 大企業、中小企業別出向労働者数（人）

出向先 \ 出向元	大企業	中小企業	計
大企業	2,271	1,992	4,263
中小企業	1,606	4,456	6,062
官公庁	64	51	115
計	3,941	6,499	10,440

なっている。

大企業の出向元では、「運輸業・郵便業」が1,225人、「生活関連サービス、娯楽業」が795人で比較的多い。中小企業の出向元では、「運輸業・郵便業」(2,878人)や「製造業」(1,010人)で人数が多くなっている。

出向先では「製造業」が2,085人で最も多く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が1,962人、「運輸業・郵便業」が1,483人となっている。大企業の出向先は、「製造業」が1,040人、「卸売業、小売業」が831人と比較的多くなっている。中小企業の出向先では「サービス業（他に分類されないもの）」が1,265人で最も多く、次いで「製造業」(1,045人)が多くなっている(図)。

「製造業」と「運輸業・郵便業」では、出向の送り出し側としても、また、受け入れ側としても出向労働者数が多くなっている。特に「製造業」から「製造業」へ出向するケースは1,271人と最も多い。「運輸業・郵便業」で出向を受け入れる労働者数が多い事業所は、同業種のなかでも「道路貨物運送業」など。出向を送り出している労働者数が多い事業所は、同業種のうち「航空運輸業」や「運輸に付帯するサービス業」などとなっている。

異業種へ出向した

労働者の割合は62.9%と半分以上を占める。

出向に送り出された労働者数が出向を受け入れている労働者数を上回る業種は、「運輸業・郵便業」、「宿泊業、飲食サービス業」や、「生活関連サービス、娯楽業」。出向元はいわゆる人流を支える観光や交通などの事業が多く、出向先は物流を支える産業や非対面系の業務が多い。

企業・労働者ともに9割が好評価

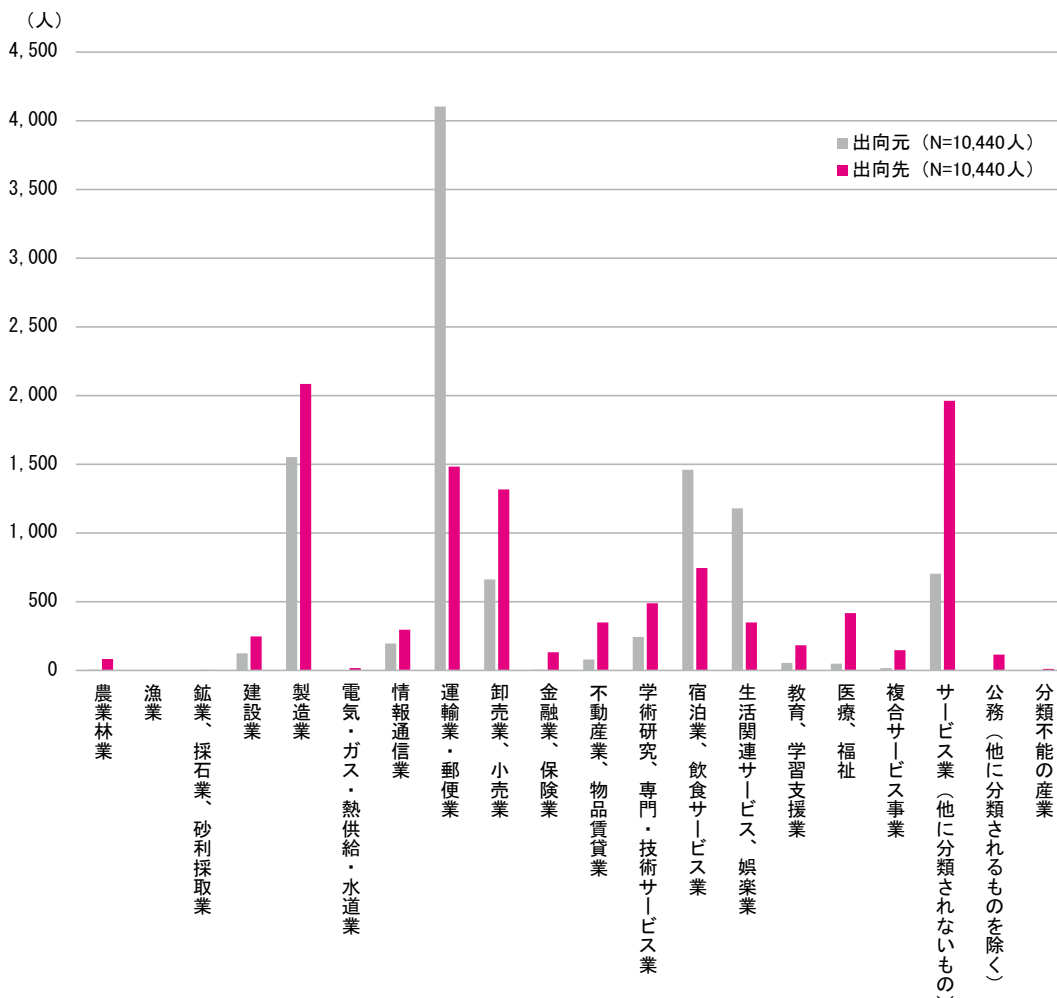
厚生労働省が2021年8月に行った助成金活用企業へのアンケート調査によると、出向を実施した企業や労働者の9割が在籍型出向に対して前向きに評価している。調査には、2021年6

月30日時点で産業雇用安定助成金の出向実施計画を提出した出向元企業336社、出向先企業341社、出向を経験した労働者382人が回答した。

出向元企業が在籍型出向を評価する理由をみると(複数回答)、「出向労働者の労働意欲の維持・向上につながるため」(63%)の回答割合が最も高く、次いで、「出向労働者のキャリア形成・能力開発につながるため」(59%)、「出向期間終了後、出向労働者が自社に戻ってくることが確実であるため」(56%)などの順で割合が高い。

一方、評価しない理由(複数回答)をみると、「出向先と出向契約までの調整・交渉の負担が大きいため」が12%、「出向労働者への精神面のケア

図 産業別出向労働者数



の負担が大きいため」が9%などとなっている。

出向先企業が在籍型出向を評価する理由では（複数回答）、「人手不足が解消され自社の従業員の業務負担を軽減できるため」（75%）の回答割合が最も高く、次いで「社会人としての基礎スキルや職務に必要な職業能力を持った人材を確保できるため」（52%）が高い。

評価しない理由（複数回答）としては「出向元との出向契約までの調整・交渉の負担が大きいため」が8%などとなっている。

出向労働者が評価する理由は（複数回答）、「出向先での新しい仕事の経験がキャリアアップ・能力開発につながった」（57%）が最も割合が高く、「出向元での雇用が維持されているので安心して働くことができた」が46%、「これまでどおりの収入を確保できたため生活面の安定が図られた」が38%などとなっている。一方、評価しない理由（複数回答）としては、「職場環境

の違いなどから精神的負担が大きかった」（18%）といった、精神面でのデメリットを表す回答の割合が比較的高かった。

在籍型出向により成長につながる

厚生労働省では実際の在籍型出向の活用事例を紹介している。在籍型出向を利用した者の具体的な声として、「毎日仕事があり、厳しく高い目標の職場の中で、自らのスキルを高められる環境にいる方が労働意欲の維持・向上につながる」「自社になかった発想やアイデアが出るようになり、職場が活性化している」「休業の状態よりも仕事をしている方が充実していた」などがあがっている。

活用事例として、飲食店で調理・接客を行っていた29人が3カ月間、倉庫業で物流センターの構内作業に出向したケースを紹介。出向元企業では、労働者が長い休業によりモチベーションが低下することへの不安が軽減。出向先企業では、繁忙期の人材不足が解

消され、残業時間の短縮につながった。また、労働者も業務の連携などの重要性を再認識でき、出向先の担当者による積極的な声かけによって安心して働くことができたという。

製造業で外視検査、製造機械オペレーションなどの業務を行っていた150人が240日間、製造業の精密組み立て業務に出向したケースも紹介。出向元企業は、出向労働者と適宜情報交換を行い、出向先へ預けっぱなしにしない雰囲気作りに努めている。精神面のケアを行い、気持ちだけではなく、金銭面としての評価などの取り組みを行っている。

その他には、宿泊業から飲料小売業や、観光などの生活関連サービス業、娯楽業から情報通信などの事例も紹介している。異業種であっても、仕事内容に親和性のある企業で即戦力として活躍し、スキルの獲得や新規事業の開拓など、労働者や企業の成長や発展につながっているとしている。

（調査部）

4～6月も雇用調整助成金の特例措置による助成額は3月の水準を維持

厚生労働省は2月25日、雇用調整助成金の特例措置などについて、3月まで9,000円上限（1人1日あたり）としていた助成金額を、4月～6月についても中小企業、大企業ともに維持すると発表した。7月以降の取り扱いが5月末までに周知するとしている。

雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動が縮小した事業主が、従業員の雇用を維持するため、労使間の協定に基づいて雇用調整や休業を実施する場合に、休業手当などの一部を助成するもの。

4月～6月までの雇用調整助成金などの助成率について、3月までと同様、中小企業で9/10（解雇などを行った場合4/5）、大企業で3/4（解雇などを行った場合2/3）とする。1日1人あたりの助成額

は9,000円が上限。

また、重点措置区域により営業時間短縮に応じる事業主や、該当期間の生産指標が3割以上減少した事業主に対する「地域特例」「事業特例」についても、3月までの助成内容を延長。助成率は中小企業、大企業ともに10/10（解雇などを行った場合は4/5）で1日1人あたりの助成金額（上限）は1万5,000円となる。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についても3月までの内容を維持。中小企業と大企業ともに、休業前の1日あたりの平均賃金の8割で算定し、中小企業、大企業ともに原則1日あたりの支給額（上限）は8,265円とし、「地域特例」では1万1,000円とする。